設　計　書

委託番号	
	第　　号

課長		副理事		課長補佐		主席主査		施設担当		

年度	令和 ８ 年度	作成年月日	
委託名	秋田市立下新城小学校枯松伐倒処理業務委託	委託概要	
		枯松伐倒処理	
場所	秋田市下新城笠岡字佐戸反１０番地	伐倒運搬処分　47本	
委託金額			
財源区分			
委託期間	契約締結日後の直近の平日　から 令和　９　年　２　月　２６　日　まで		

本　業　務　委　託　内　訳　書

秋田市立下新城小学校枯松伐倒処理業務委託

費　　目	工　　種	種　　別	細　　目	数量	単位	単　　価	金　　額	摘　　要
業務委託費								
	伐採工			1	式			明細書第１号
	諸経費			1	式			
	小　　計							10%
		消費税相当額						
	業務合計							

明　　細　　書

伐採工　　１式当たり　　第　１　号

	規　　則	数量	単位	単　　価	金　　額	摘　　要
枯松伐採	C=30cm以上60cm未満	9.0	本			
枯松伐採	C=60cm以上90cm未満	19.0	本			
枯松伐採	C=90cm以上120cm未満	15.0	本			
枯松伐採	C=120cm以上150cm未満	4.0	本			
木くず処分費	幹・枝葉	30.0	t			
木くず運搬費		5.0	台			
重機回送費		2.0	回			
計						

仕　　様　　書

1　名　　称　　秋田市立下新城小学校枯松伐倒処理業務委託

2　場　　所　　秋田市下新城笠岡字佐戸反１０番地

3　期　　間　　契約締結日後の直近の平日から令和９年２月２６日まで

4　目　　的　　本業務は、松くい虫被害により枯死し、景観維持および安全面から支障になる立木の伐倒処理等により、森林の環境や公益的な機能の向上を図ることを目的とする。

5　業務内容　　別紙「図面」に記載された枯松について伐倒および運搬処分を実施すること。

6　業務基本事項

(1) 本業務実施にあたり、受託者はあらかじめ担当者の指示を受け、具体的な方法について十分協議し、業務を実施しなければならない。

(2) 伐倒処理については以下のとおり実施すること。

ア　伐倒方向に十分注意するとともに、できるだけ地際から伐採するものとする。

イ　伐倒木等は、小学校敷地内や道路周辺に放置しないものとし、併せて土砂の流出等が生じないよう十分に配慮するものとする。

7　業務完了報告

受託者は、本業務が完了したときは、下記成果品等を速やかに提出すること。

(1) 業務完了報告書

(2) 業務実施箇所の全景写真（撮影困難な場合は数箇所多方面から撮影）

(3) 業務着手前および完成後の写真（原則同一構図）

8　その他

(1) 業務実施にあたり、作業範囲のほか小学校敷地内外の安全確保に努めること。

(2) 業務は、関係法令、条例ならびに秋田県が制定する「マツ林・ナラ林等景観向上事業実施要領」および「同事業実施基準」に基づいて実施すること。

(3) 万が一事故が発生した場合は、担当者へ通報するとともに、迅速かつ適切な措置を講じること。
(4) その他の必要な事項は、担当者と協議すること。

令和８年度

施設の配置図	縮尺	1／1200 (0 5 10 20 30 40 50 m)	学校名	下新城　小学校	調査番号	(都道府県) 05	(市町村) 201	(学校) 0122	整理番号	118 － ①

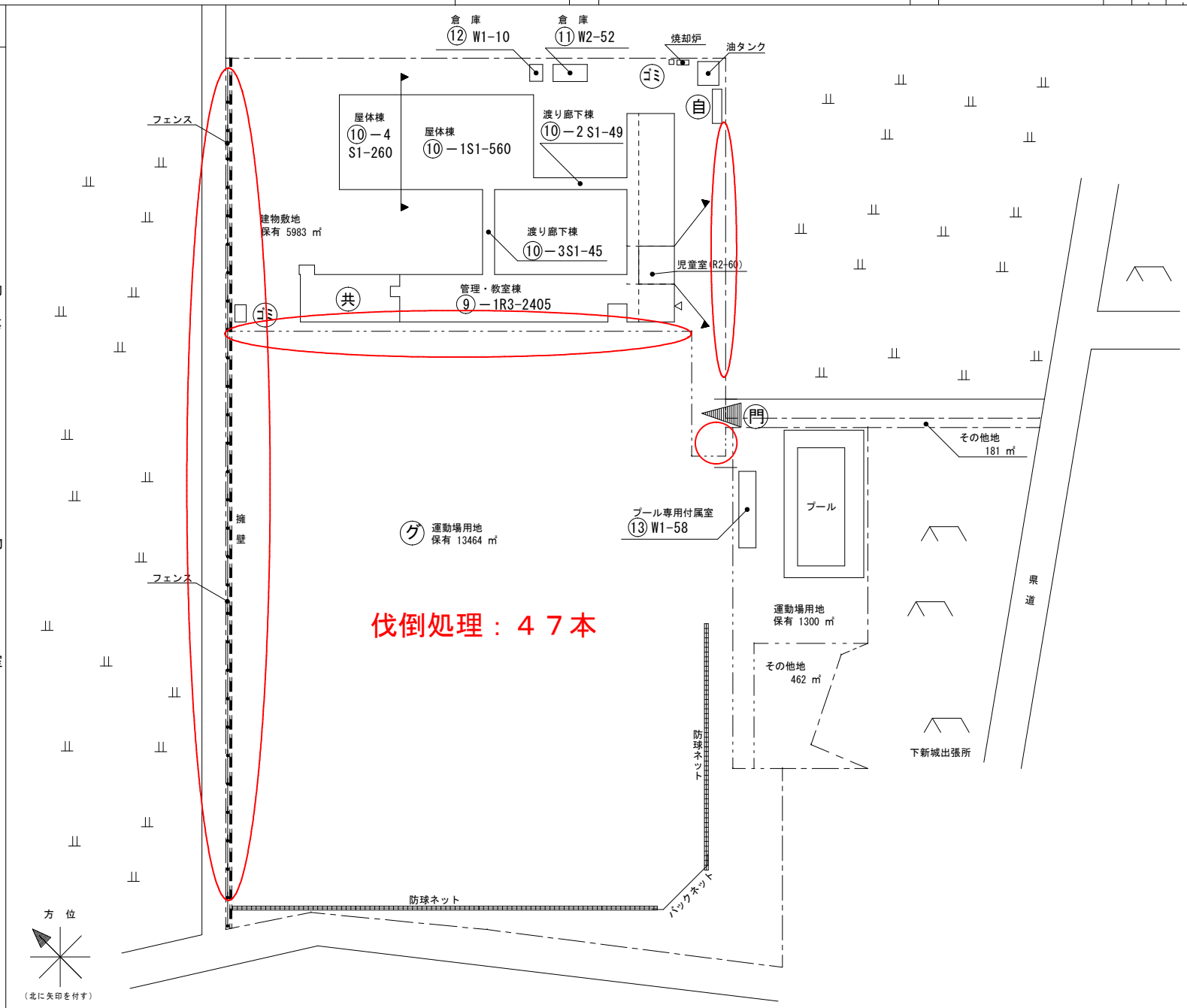
凡　例

建　物

- 未 未とりこわし建物
- 危 危険建物（非木）
- 危 危険建物（木造）
- 借 借 用 建 物
- 一時 一時使用建物
- 他 当該学校以外の建物

建物以外の工作物等

- 自 自転車置場
- 倉 倉　庫
- 吹 吹抜け渡廊下
- 温 温　室
- 動 動物小屋
- 簡 簡易な小規模構造物
- 門 正門・通用門
- ゴミ ゴミ小屋
- P 独立受水槽ポンプ室
- E 電気機械室
- グ 屋外運動場



文　部　科　学　省